

(2) 環境影響評価の対象事業及び規模要件

事業の種類	第一区分事業の要件	第二区分事業の要件
1 道路		
高速自動車国道 一般国道 大規模林道	すべて 4車線以上・10km以上 巾員6.5m以上・20km以上	— 4車線以上・7.5km以上10km未満 巾員6.5m以上・15km以上20km未満
2 河川		
ダム 堰 湖沼水位調節施設 放水路	貯水面積 100ha以上 湛水面積 100ha以上 湖沼開発面積 100ha以上 改変面積 100ha以上	貯水面積 75ha以上100ha未満 湛水面積 75ha以上100ha未満 湖沼開発面積 75ha以上100ha未満 改変面積 75ha以上100ha未満
3 鉄道		
新幹線鉄道 普通鉄道 軌道（普通鉄道相当）	すべて 10km以上 10km以上	— 7.5km以上10km未満 7.5km以上10km未満
4 飛行場	滑走路長 2,500m以上	滑走路長1,875m以上2,500m未満
5 発電所		
水力発電所 火力発電所 地熱発電所 原子力発電所	出力 3万kw以上 出力 15万kw以上 出力 1万kw以上 すべて	出力 2.25万kw以上3万kw未満 出力 11.25万kw以上15万kw未満 出力 7,500kw以上1万kw未満 —
6 廃棄物処理施設等		
廃棄物最終処分場 ごみ焼却施設 し尿処理施設	埋立面積 5ha以上 処理能力 100トン／日以上 処理能力 100kℓ／日以上	— — —
7 公有水面埋立て・干拓	面積 50ha超	面積40ha以上50ha以下であるもの及び 公有水面埋立法施行令第32条ノ2に定め る環境保全上特別の配慮を要する埋立て
8 土地区画整理事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満
9 新住宅市街地開発事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満
10 工場・事業場建設用地造成事業	面積 50ha以上 但し、工業地域・工専地域は100ha以上	—
11 新都市基盤整備事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満
12 流通業務団地造成事業	面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満
13 宅地造成の事業 住宅団地造成の事業	面積 100ha以上 面積 100ha以上	面積 75ha以上100ha未満 —
14 工場又は事業場	燃料使用量（重油換算）15kℓ／時以上 排水量1万m ³ ／日以上	—
15 畜産施設		
牛 豚	牛 1,000頭（成牛換算）以上 豚 10,000頭（肥育豚換算）以上	— —
16 レクリエーション施設		
ゴルフ場 スキー場 別荘団地等	18ホール以上でホールの平均距離が 100m以上の施設等 面積 3ha以上 面積 50ha以上	国立公園、国定公園、県立自然公園、 原生自然環境保全地域、自然環境保 全地域、県自然環境保全地域、鳥獣 保護区の特別保護地区に係る区域の 面積が ³ 15ha以上のもの

(注) この表は、条例の対象事業を要約したものです。